

令和6年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託 公募型プロポーザルに係る質問及び回答

質問番号	質問の箇所		質問内容	回答
1	仕様書	5 (1) ① 指導スタッフの確保及び配置	指導員について現職の方の兼職兼業許可の可否を教えてください。	教員の兼職兼業については、学校長及び教育委員会の許可が下りれば可能とします。
2			兼職兼業が可の場合、現在部活動の担当顧問も指導員の対象となり得ますか。	当該教員が土日の指導にあたりたいという意向を持っていれば対象となり得ます。
3		6 (5) 緊急対応－保険加入	保険加入の内容における条件、保険の種類はありますか。	スポーツ振興センターの補償内容と同等以上としてください。
4		活動開始日及び最低活動回数	本業務の活動開始は、指導員が確保・手配できた部活動から開始するという事で良いですか。	活動開始に至る条件としては、①指導者の確保②指導者への研修③保護者への説明④参加者の保険加入手続きの4点です。これらの準備を整えた部活動から随時開始していただきます。
5			指導業務日については、長期休み中の平日を該当させることは可能でしょうか。	指導スタッフの都合がつけば可能ですが、兼職兼業の教職員が指導にあたる場合は、学校長に相談していただく必要があります。
6		6 (2) ① 大会に関すること	大会の取扱いについて大会（条件）によっては学校としての活動にあたると思われますが、顧問の方と外部指導員としての役割はどのようになりますでしょうか。	大会の規定によって部活動として参加する大会と、地域クラブとして参加する大会が出てくると考えられます。いずれの場合でも、顧問の引率が条件の場合には顧問の引率がありますが、それ以外の大会については外部指導員が引率者となります。また、顧問が引率する場合についても、外部指導者登録を行うことでコーチとしてベンチ入りできる大会については可能な限り随行していただきます。
7			大会引率について、公式戦については、地域クラブとして参加する想定か。または、中学校部活動としての参加を予定しておりますでしょうか。	
8			大会について学校として出場する大会前の練習において、部活動として特別に活動する機会を設けますか。	平日指導を行っている顧問の意向によっては、休日に部活動として活動する可能性もあります。外部指導者がその活動に参加するか否かについては、その都度受注者と顧問で協議の上、決定していただくこととなります。
9		6 (2) ④ 指導実施困難が見込まれる場合の対応	指導者側の都合ではなく、悪天候など受託者側でコントロールができない事案により決定していた日程が中止となった場合、指導者報酬の補償（活動予定時間の指導者報酬）は、されるものでしょうか。	仕様書6 (2) ③で定める「活動日の決定」後に、受託者の責めに帰さない理由（悪天候や活動の安全性が担保できない場合）により指導が中止になった場合は、指導者を予め確保している観点から、指導者報酬は全額支払います。（指導回数も1回カウントされます。） 一方で、活動日決定後に指導者の体調不良など受託者側の責めに帰する理由で指導が行われなかった場合は、指導者報酬は支払わないこととします。（指導回数はカウントされません。）

令和6年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託 公募型プロポーザルに係る質問及び回答

質問番号	質問の箇所			質問内容	回答
10	仕様書	6 (4)	学校との連携	使用備品（用具）練習場所等は学校から貸与いただける前提でよろしいでしょうか。また、破損摩耗した場合の補填も受注者が対応する形でしょうか。	練習場所及び使用備品については、ご認識の通りです。但し、受託者と学校間で施設及び備品借用に係る協定書を締結いただく必要があります。 また、活動中の施設及び備品への損害については、受託者が加入する保険での対応を原則とします。
11		12	損害の補償	活動中に施設や備品の劣化が原因で破損などがあった場合についても受託者が責任を負うことになりそうですでしょうか。受託者の指導者または活動に参加する生徒が故意による破損の場合以外の対応についてご教示頂けると幸いです。	活動中の施設及び備品への損害については、受託者が加入する保険での対応を原則とします。
12	実施要領	5 (1) ①	見積書	本文中に（※提出された見積書の金額は、契約金額を担保するものではない。正式な契約金額は、契約候補者となった者と契約協議を行う中で再度見積書を徴取し決定する。）とあるが、通常練習や大会引率の回数、保険加入の想定人数などの数量は、契約協議の中で変動する可能性があるということか。そうした場合、契約協議の中で決定した新たな条件のもとで見積書を提出する必要があるということか。	ご認識の通りです。実施要領で示している数量は想定であるため、契約協議の中で実態に即した数量をもとに再度見積書をご提出いただくことになります。
13		5 (1) ②	企画提案書	企画提案書について、ページ数の上限はありますか。	ページ数の上限はございません。
14	その他	その他	その他	今後の展開として受益者負担等、御市の方向性が決まっている範囲で教えてください。	現状で佐倉市として定まっている方針はありません。しかし、国が示している通り、ゆくゆくは受益者負担を求めることになることは想定されます。佐倉市としましては、時期や金額については令和6年度の本事業の結果などを踏まえて段階的に決定していきたいと考えております。